

事故にあつたとき

交通事故などでケガをした場合で加害者があるときは、第三者の行為で起きたケガですから原則として当然加害者がその損害を負担することになります。

事故が発生したときは、まず治療が優先です。それから加害者と話し合いをすることになります。加害者から組合員証を使って治療をしてほしいなどの申し出があった場合は、事故の原因が公務外であれば組合員証を使って治療することができます。

この場合は、共済組合に手続きが必要ですので、その手続きについてご案内します。

●事故にあつたとき

①相手の身元を確認しましょう。

加害者（運転者）の住所、氏名、電話番号、勤務先、車のナンバー、免許証番号、加入保険会社、証券番号等の必要事項を必ずメモしておくこと。

②警察に届けましょう。

どんな些細な事故でも必ず警察官に立ち合ってもらい事故の確認を受け事故証明を受けられるようにすること。この場合の事故証明は、必ず**人身事故扱い**としてください。

加害者が知り合いなどの場合で、人身

事故扱いにするのは抵抗がある方もおられますが、人身事故扱いにしなければ、治療費・慰謝料などの保険金が受けられないことがあります。

③組合員証を使用する場合は必ず連絡しましょう。

治療費は、原則として加害者が支払うものですが、組合員証を使用して治療を受けることができます。その際は、必ず共済組合または勤務先の共済事務担当課へ連絡してください。ただし、通勤災害、公務災害などの公務上の事故の場合は、組合員証は使用できません。

また、加害者へ保険診療分の治療費の支払義務が発生することを伝えておいてください。

④共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください。

組合員証を使用して医療機関に受診した場合は、共済事務担当課を経由して共済組合に損害賠償申告書を提出してください。

これは共済組合が、加害者に対して損害賠償請求権を行使するために必要なものです。

届出書類

- ① 損害賠償申告書
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 念書
- ④ 個人情報に関する同意書
- ⑤ 加害者にかかる自動車損害賠償責任保険について
- ⑥ 加害者にかかる任意保険（対人調査書）
- ⑦ 誓約書

共済組合指定様式

自動車安全運転センター

- ⑦ 通事故証明書（人身事故扱いのもの）一通

●車の同乗中事故にあつたとき

車の所有者である本人が運転をしていて、自損事故（運転操作を誤って電柱に衝突したなど）を起こしたときに、同乗者がケガをした場合は、ケガをした同乗者からすると第三者の行為で起きた事故ですので、同乗者が共済組合の組合員または被扶養者である場合は、「●事故にあつたとき」①～④の手続きをしてください。

※同乗者が配偶者・子・父母については、自動車保険（任意保険）では、治療費・慰謝料などの保険金は受け取ることができませんが、自動車損害賠償保険（自賠責保険）では、治療費・慰謝料などの保険金を受け取ることができます。

●治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは共済組合に連絡してください。

●示談の前には、共済組合に連絡してください。

事故によるケガの場合、後遺症が出てくる場合があります。示談を進めるうえで後遺症が発生した場合も、その治療は改めて請求する等の約束を記載するのが通例です。

また、加害者へは、共済組合へ保険診療分の治療費の支払義務があることを再確認させてください。

第三者の行為によって起きた事故にもかかわらず、警察に事故の届け出をせず組合員証を使用して医療機関で受診した場合は、共済組合が負担した医療費については、組合員の方に負担していただくことがありますので、注意して対処してください。

第三者行為に該当する場合は、

●交通事故にあつたとき

●けんかに巻き込まれ傷害を受けたとき

●工事現場の落下物などでケガをしたとき

●自宅の飼い犬以外にかまれたときなどです。

《問い合わせ先》

奈良県市町村職員共済組合 保険課
電話 0744-29-02064（課直通）